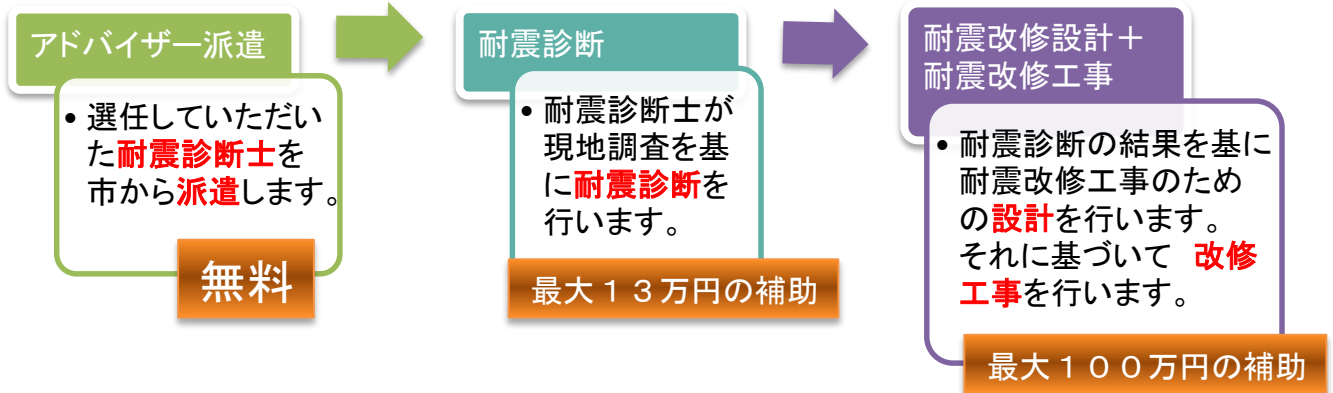


■都城市木造住宅耐震診断・耐震改修事業補助制度について

○都城市では、地震に強いまちづくりを推進するため、阪神・淡路大震災で倒壊、半壊の被害が多く報告されている昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に国、県と連携し耐震診断および耐震改修（補強設計と改修工事をパッケージで行うもの）に対する補助制度を実施しています。

○耐震化の流れ



○対象者

以下のすべてに該当する方

1. 市内に住所のある方
2. 対象の住宅の所有者
3. 暴力団関係者でない方
4. 市税の滞納のない方

○対象となる建築物

以下のすべてに該当する木造住宅

1. 市内にあるもの
2. 昭和56年5月31日以前に建築したもの
3. 階数が2階以下
4. 空き家でないもの

○補助内容

事業種別	補助額等
アドバイザー派遣	自己負担なし
耐震診断	診断費用から6千円を除いた額（上限額 13万円 ） ※別途、宮崎県建築住宅センターの助成あり（ 6千円 ）
木造住宅耐震改修総合支援事業 耐震改修設計 ＋ 耐震改修工事	耐震改修設計（財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」による）を行い、当該改修工事が地震に対して安全となることが確認できるものが対象（耐震補強設計が終了しているもの） 耐震改修工事費用の 80% （上限額 100万円 ）

○補助申請の流れ

市建築対策課から提供します**※耐震診断士**のリストから
診断士を選んでいただき、診断士へ依頼してください。

依頼する診断士が決まりましたら市建築対策課までご連絡ください。
【連絡先】 0986-23-2585

※『耐震診断士』とは

県に登録された建築士の方です。市では、登録された耐震診断士が住宅の耐震診断等を行なうことを補助の要件としています。

○申請における注意事項

1. 診断・改修費用は、一律に定められていません。依頼する際は予め業者に確認してください。
2. 補助対象金額は消費税抜きの金額です。消費税分は自己負担となります。
3. 診断士や工務店と契約は、市が交付する決定通知書の日付け以降に行ってください。

★ 自己負担分の資金のみで出来る『概算払い制度』が使えます ★

『概算払い制度とは』

工事完成後すぐに書類を提出すれば、業者に代金を支払う前に市から補助金を受け取ることが出来ます。

受け取った補助金と自己負担金を合わせて、工事代金を支払いますので、自己負担分の資金のみで耐震改修を行うことが出来ます。

○お問い合わせ・お申込み

都城市役所 【3階】
土木部 建築対策課 建築指導担当
〒885-8555 都城市姫城町6-21
TEL 0986-23-2585